

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成31年2月19日

支出負担行為担当官
千葉地方法務局長 三橋 豊

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名 千葉地方法務局供託金等警備輸送業務一式
- (2) 仕様 供託金等警備輸送業務仕様書のとおり（見積依頼説明書に添付）。
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から翌年3月31日まで
- (4) 業務場所 供託金等警備輸送業務仕様書のとおり（見積依頼説明書に添付）。

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、**A, B, C又はD等級**に格付けされ、**関東・甲信越地域**の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受け、同法第2条第1項第3号の警備業務に係る警備業を営む者であること。
- (5) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。
ア 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- イ 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 契約条項を示す場所及び問合せ先
 - 〒260-8518 千葉市中央区中央港一丁目11番3号
 - 千葉地方合同庁舎4階 千葉地方法務局会計課 (担当：藤本)
 - 電話 043-302-1328 FAX 043-203-8152
- 4 見積依頼説明書等の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成31年2月19日(火)から同年2月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)
 - (2) 配布場所 上記3に同じ(郵送による配布も可とする。)
- 5 事前提出書類の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
 - イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」
 - ウ 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第2項の規定に基づき公安委員会から交付された「認定証」の写し
 - エ 「履行証明書」(契約書及び供託金等警備輸送業務仕様書の内容を確実に履行できる旨の証明書)
 - オ 契約書に定める損害賠償が可能であることの誓約書及び疎明資料(提出時に有効な賠償責任保険の証明書等の写し)
 - (2) 提出期限 平成31年3月5日(火)午後5時15分まで(必着)
 - (3) 提出場所 上記3に同じ
 - (4) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。郵送する場合は、追跡可能な方法(例えば書留郵便)を利用し、送付すること。
- 6 見積書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (1) 提出期限 平成31年3月12日(火)午後5時15分まで(必着)
 - (2) 提出場所 上記3に同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。郵送する場合は、追跡可能な方法(例えば書留郵便)を利用し、送付すること。
- 7 見積合わせの日時
 - 平成31年3月13日(水)午前10時(非公開)
- 8 見積書の記載事項
 - 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とすること。
- 9 契約の相手方の決定方法
 - 予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- 10 契約保証金の納付
 - 免除

11 質疑応答

- (1) 提出方法 適宜の様式による質問書を持参，FAX（質問者の責任において，必ず到達確認を行うこと。）により提出すること。
- (2) 提出期限 平成31年3月7日（木）午後5時15分まで（必着）
- (3) 回答予定日等 質疑に対する回答は，見積依頼説明書を受領した全ての者に対し，平成31年3月11日（月）午後5時15分までにFAXにより行う予定である。

12 その他

詳細は千葉地方法務局オープンカウンター方式実施要領及び見積依頼説明書による。

13 契約書作成の要否

要

以上